

山口市営墓地利用者募集に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市営墓地利用者募集に関し、山口市営墓地設置及び管理条例（平成17年10月1日条例第126号。以下「条例」という。）第3条に定める墓地の利用者の資格のほか必要な事項を定めるものとする。

(対象墓地)

第2条 対象墓地は、山口市営御堀霊園、山口市営柗第一霊園、山口市営柗第二霊園、山口市営柗第三霊園、山口市営ふしの第一墓地、山口市営ふしの第二墓地、山口市営小郡円座霊園及び山口市営岡山共葬墓地とする。

(利用者の募集)

第3条 当該年度に募集する利用区画、申込み方法については、市報により周知する。

(募集条件)

第4条 利用者の資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、応募者が多数の場合は、抽選とする。

- (1) 申込時に山口市に住民登録を有すること。
- (2) 現に遺骨を持っていること（他の墓地等に納骨していることを含む。）。
- (3) 遺骨の祭祀を主宰すること。
- (4) 利用の許可日から1年以内に墳墓の用に供することができること。
- (5) 条例別表第2及び別表第3に定める永代使用料及び永代清掃料を、別途市が指定する日までに納入可能なこと。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、山口市営墓地利用者募集に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。